

商工第 118 号
令和 3 年 8 月 26 日

岩手県商工会議所連合会 会長
岩手県商工会連合会 会長
岩手県商店街振興組合連合会 会長
岩手県中小企業団体中央会 会長
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長
公益財団法人岩手県観光協会 理事長
公益財団法人いわて産業振興センター 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、全国各地でデルタ株による「爆発的感染拡大」が生じ、非常に危機的な状況となっていることから、県では、本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 39 回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、緊急事態宣言の区域変更等について報告されるとともに、新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言を改訂し、盛岡市全域を対象に 8 月 30 日から 9 月 12 日まで、県独自に飲食店に対する営業時間短縮を要請するなど、新たな感染対策の追加が決定されました。

また、県民の皆様には、人と人との接触を避けるため、あらためて、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などは自粛すること、基本的な感染対策を徹底することを願います知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会等におかれましても、本会議での報告内容等について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員等の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第39回本部員会議
知事メッセージ（令和3年8月26日）

全国各地でデルタ株による「爆発的感染拡大」が生じ、非常に危機的な状況となっています。

こうした中、岩手県においても、更なる強い感染対策を実施できるよう、8月23日に国に対して「まん延防止等重点措置」の適用について要請しましたが、

- ・ 人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数はステージ3相当であるが、増加傾向となっていないこと
- ・ 病床使用率はステージ4相当であるが、感染者の多くが入院できていること

などから見送られたところです。

県民の皆様には感染防止対策に御協力いただいている効果もあり、まん延防止等重点措置は適用されませんでした。引き続き、岩手緊急事態宣言のもと、新規感染者数を徹底的に抑え込むため、県内の新規感染者数の5割が盛岡医療圏で確認され、その内の7割が盛岡市で確認されていることから、盛岡市全域を対象に8月30日から9月12日まで、県独自に飲食店に対する営業時間短縮を要請します。

県民一人ひとりの協力があれば、県全体の人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数を10人未満とすることは可能です。

人と人との接触を避けるため、あらためて、不要不急の外出や都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などは自粛すること、基本的な感染対策を徹底することをお願いします。

令和3年8月26日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 3 年 8 月 25 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については、同年 7 月 12 日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年 8 月 2 日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月 20 日、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県については、同月 27 日）から 9 月 12 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国性的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年8月25日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年8月27日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年8月2日から9月12日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・石川県については、令和3年8月2日から9月12日までとする。
- ・福島県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月12日までとする。
- ・富山県、山梨県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月12日までとする。
- ・高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県については、令和3年8月27日から9月12日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

(改訂) 令和 3 年 8 月 26 日

令和 3 年 8 月 12 日

岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

期間

令和 3 年 8 月 12 日から、岩手県の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 10 人未満となるまで。

区域

岩手県全域

重点対策区域 盛岡市全域（8 月 30 日（月）から 9 月 12 日（日）まで※）

※ 期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで

1 県民の皆様へのお願い

(1) 外出の自粛等

- ・ 不要不急の外出を自粛すること。
- ・ 都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などを自粛すること。
- ・ 夜 8 時以降、営業時間短縮要請がなされている重点対策区域（盛岡市全域）の飲食店等
に出入りしないこと。

※不要不急の外出に該当しない場合（例）

- ・ 必要な職場への出勤
（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務による出勤 など）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ 就職活動
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

※特にも、中止や延期をしていただきたい事項（例）

- ・ 同居家族以外とのバーベキューや会食、法事や墓参り
- ・ 同級会、同窓会
- ・ 出張先、研修先での会食
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒

（２）基本的な感染対策の徹底

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 適切な方法でマスクを着用する
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診すること。
- ・ やむを得ない事情等により、他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること※。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避すること。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

2 事業所・飲食店・学校へのお願い

（１）事業所

- ・ 従業員の健康状態を記録すること。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・ 休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策を徹底すること。

(2) 飲食店等

- ・ 飲食店等は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。

重点対策区域への要請

【営業時間の短縮】

- ・ 重点対策区域の飲食店等は営業時間を短縮（営業時間は午前5時から午後8時まで）とすること。

対象区域：重点対策区域（盛岡市全域）

期 間：令和3年8月30日（月）から9月12日（日）まで

（期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで）

対象事業者：食品衛生法52条に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗（対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等）[別表参照]

※ 営業時間短縮要請に御協力いただいた事業者には、協力金を支給

【カラオケ設備の利用】

- ・ 重点対策区域の飲食店（カラオケボックスを除く）等は終日、カラオケ設備の利用を行わないこと。

【酒類の提供】

- ・ 重点対策区域のカラオケボックスは終日、酒類の提供（酒類の持ち込みを含む）を行わないこと。

(3) 学校

(県立学校)

- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- ・ 部活動は、県外の学校との練習試合に加え、県内の学校同士の練習試合も禁止とし、活動は校内で2時間以内とすること。
- ・ 文化祭等の学校行事は、校内限りとすること。
- ・ 重点対策区域の学校及び重点対策区域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、時差通学等の対応を検討すること。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応すること。

3 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方へ積極的に検査を実施すること。

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援して下さるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

5 岩手県の対策

- ・ いわて旅応援プロジェクトの停止
- ・ いわての食応援プロジェクトの停止
- ・ 事業者の支援
- ・ 県主催イベントの原則中止・規模見直し等
- ・ 県施設の原則休館・利用制限等
- ・ 医療提供体制の確保

別表

食品衛生法 52 条に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗（以下の店舗を除く）

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 従業員食堂や給食施設など、学校、病院、社会福祉施設、事業所その他の施設で、特定の関係者向けに飲食を提供する場合

概要版

新型コロナウイルス感染症

岩手緊急事態宣言

(改訂)令和3年8月26日

岩手県

岩手緊急事態宣言

期間

令和3年8月12日から、岩手県の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が10人未満となるまで。

区域

岩手県全域

【重点対策区域】

盛岡市全域（令和3年8月30日～9月12日※）

※ 期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで

県民の皆様へのお願い

外出の自粛等

不要不急の**外出の自粛**をお願いします。
都道府県をまたぐ不要不急の**帰省や旅行などの自粛**をお願いします。

家庭にウイルスを持ち込まない・持ち出さない



県民の皆様へのお願い

飲食店や店舗の利用

夜8時以降、営業時間短縮要請がなされている**重点対策区域（盛岡市全域）の飲食店等**に出入りしないでください。

営業時間の短縮

重点対策区域（盛岡市全域）の飲食店等は営業時間の短縮（営業時間は午前5時から午後8時まで）をお願いします。

期 間：令和3年8月30日から9月12日まで

（期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで）

要請対象：食品衛生法52条に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた店舗

（対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等）

※ 時短要請に御協力いただいた事業者には、協力金を支給します。

カラオケ設備の利用

重点対策区域（盛岡市全域）の飲食店（カラオケボックスを除く）等は終日、カラオケ設備を利用しないようお願いします。

酒類の提供

重点対策区域（盛岡市全域）のカラオケボックスは終日、酒類の提供（酒類の持ち込みを含む）を行わないようお願いします。

飲食店・事業所へのお願い

飲食店

「**いわて飲食店安心認証**」取得に取り組みましょう。

事業所

テレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議により、**人との接触を低減**してください。

休憩室、更衣室、喫煙室、食堂などでの感染例が増えています。**職場内の感染対策の徹底**をお願いします。

7

学校へのお願い

学校

校外で行う活動（修学旅行、遠足など）については、外部との接触がある**活動内容を見直し、適切な感染防止策**を徹底してください。

部活動は、県外の学校との練習試合に加え、**県内の学校同士の練習試合も禁止**とし、活動は**校内で2時間以内**としてください。

文化祭等の**学校行事**は、**校内限り**としてください。

重点対策区域内の学校及び重点対策区域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、**時差通学等の対応**を検討してください。

8

医療機関へのお願い

医療機関

症状がある方へ**積極的な検査**の実施をお願いします。

9

岩手県の対策

岩手県の対策

いわて旅応援プロジェクトの停止

新規予約を8月13日から、割引を8月15日から停止。

いわての食応援プロジェクトの停止

食事券の販売を8月14日までに停止。

事業者への支援

地域企業経営支援金の上限額を10万円引上げ。(最大40万円)
営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等へ協力金を支給。

県主催イベントの原則中止・規模見直し等

県施設の原則休館・利用制限等

イベントや施設情報については県HP等でご確認ください。

医療提供体制の確保

患者全員にCT・検査を実施し、入院治療又は宿泊施設で療養。
宿泊療養施設の追加稼働。

10

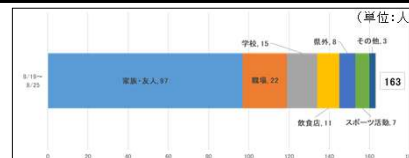
デルタ株の特徴

岩手県内の状況

- ・県内においても**デルタ株**への置き換わりが進んでいます。
- ・県内の感染例では、**約85%が有症状**であり、**約50%が38.0℃以上の高熱**を発症しています。
- ・感染経路は、**家庭や職場、学校で感染が拡大**しています。
- ・従来株と比べて感染力が高く、少しの接触でも感染のリスクがあるデルタ株のこれ以上の感染拡大を防ぐためにも、**日常生活で、より慎重な行動**を心がけましょう。



【感染患者の多くが有症状】



【家庭や職場、学校などでの二次感染が増加】

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金のご案内

営業時間短縮要請の概要

対象地域

盛岡市全域

対象店舗

食品衛生法第52条に基づく**飲食店**又は**喫茶店**の営業許可を受けた店舗
(対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等)

期間

令和3年8月30日(月)～9月12日(日)
(期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで)

協力金の支給要件

- 上記の**対象店舗**であること(令和3年8月29日以前から営業していること)。
- **要請期間中の全ての日**において、**20時までの営業時間短縮要請**にご協力をいただいていること。
ただし、準備期間を要する場合は、遅くとも**令和3年9月1日(水)**までには開始してください(協力金の支給は、期間中の要請にご協力いただいた日数分となります)。
 - ※ 通常20時までに営業を終了している店舗は対象外です。
 - ※ 通常20時以降も営業していた店舗が、期間中、営業時間短縮要請を受け、終日休業された場合も対象になります。
 - ※ 令和3年8月30日以降に**時短営業等を実施していることを示すチラシ**を、店舗外側等の見やすい場所に掲示の上、**写真等で記録**に残してください。
 - ※ 県では、要請期間中、**時短営業の実施状況**について見回りを行いますので、御協力をお願いします。
- 業種ごとの**感染拡大予防ガイドラインの遵守**を徹底していること。
- 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)に規定する**暴力団員等ではない**こと。

協力金の支給額

【中小企業等】 ※前年度又は前々年度の売上高

1日の売上高(※)	約8.3万円以下	約8.3万円超～25万円	25万円超
協力金の支給額	2.5万円/日	売上高の3割/日	7.5万円/日

【大企業等】 1日当たりの売上高減少額の40%(1日当たり「上限20万円」又は「売上高×0.3」のいずれか低い額)

協力金の申請について

【申請期間】 令和3年9月13日(月)～10月31日(日)

※早期申請の受付について

要請期間の終了前に、**中小事業者**の方には協力金の一部を早期給付します。

【早期給付額】 2.5万円(1日当たりの下限額)×7日分=17万5千円

【早期申請受付期間】 令和3年8月30日(月)～9月10日(金)

※詳細は次のURLをご覧ください(郵送、電子申請で受付)。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/1046412.html>



【お問合せ先】

岩手県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター(※令和3年8月27日(金)開設)

TEL: 019-629-6918

受付時間: 平日午前9時から午後5時まで(8/28(土),29(日),9/4(土),5(日)は開設)

異物が混入されたモデルナワクチンの県内への影響について

【要旨】

異物混入が確認され、使用中止となった武田／モデルナ社製ワクチンの本県での使用状況等は以下のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、8月28日（土）、29日（日）に実施する県の集団接種は、確保済みのワクチンを使用し、県央・県南の両会場ともに予定どおり実施します。

1 使用中止対象ロット

武田／モデルナ社製ワクチン

製造ロット番号「3004667」「3004734」「3004956（本県該当）」

※厚生労働省では、全国 863 か所の接種会場に配送されているとしている。

2 県内で使用中止となったモデルナワクチンの使用状況

実施主体	納品バイアル数	回数換算	使用状況
岩手県 (集団接種)	360 バイアル	3,600 回分	未使用
一関市 (集団接種)	290 バイアル	2,900 回分	未使用
紫波町 (集団接種)	550 バイアル	5,500 回分	・8/21、8/22 に 1,731 人に接種（※） ・3,700 回分については未使用。
職域接種の 実施団体 (非公表)	140 バイアル	1,400 回分	8/17、8/18、8/24、8/25 に 746 人に 接種（※）
計	1,340 バイアル	13,400 回分	県内では 2,477 人に接種

※ワクチンの分注に当たり、異物の混入等は確認されておらず、また、現時点で健康被害等の報告はない。

3 今後の集団接種予定

実施主体	集団接種の予定
岩手県	8月28日（土）、29日（日）の集団接種は予定どおり実施。 県央会場：岩手産業文化センター（アピオ） 県南会場：花巻市交流会館 (※9月4日（土）以降の集団接種は、別途お知らせします。)
一関市	8月26日（木）以降の集団接種は、現時点では、予定どおり実施予定。 会場名：一関市総合体育館
紫波町	8月26日（木）以降の集団接種は、現時点では、予定どおり実施予定。 会場名：サン・ビレッジ紫波（紫波町集団接種会場）

【担当】医療政策室 室長：佐々木（5475）、ワクチン接種担当課長：岩館（5472）